

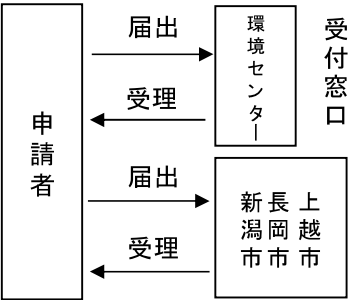
許認可等名称	自然環境保全地域、緑地環境保全地域における制限行為の許可等																																																																													
法令等名称	新潟県自然環境保全条例																																																																													
目的等	指定地域内の自然環境の適正な保全を図る。																																																																													
対象地域	自然環境保全地域、緑地環境保全地域																																																																													
規制行為基準	【規制行為・許可基準等】 区分ごとの規制行為・許可基準等は、次のとおり																																																																													
	<table><tr><th colspan="3">区分</th><th>許可・届出行為</th><th>根拠条文</th><th>許可基準等</th><th>制限対象外行為</th></tr><tr><td rowspan="12">自然環境保全地域</td><td rowspan="12">特別地区</td><td>許可</td><td>①建築物・その他の工作物の新・改・増築</td><td>条例17(4)</td><td>規則15(1)(2)(3)</td><td rowspan="12">条例17(11) 規則17・18・19</td></tr><tr><td>②宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質変更</td><td>条例17(4)</td><td>規則15(4)</td></tr><tr><td>③鉱物の採掘又は土石の採取</td><td>条例17(4)</td><td>規則15(5)</td></tr><tr><td>④水面の埋め立て又は干拓</td><td>条例17(4)</td><td>規則15(6)</td></tr><tr><td>⑤河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること</td><td>条例17(4)</td><td>規則15(7)</td></tr><tr><td>⑥木竹の伐採</td><td>条例17(4)</td><td>規則15(8)</td></tr><tr><td>⑦知事が指定する区域内における木竹の損傷</td><td>条例17(4)</td><td>規則15(9)</td></tr><tr><td>⑧知事が指定する区域内において、知事が指定する植物の 植栽、種子をまくこと</td><td>条例17(4)</td><td>規則15(10)</td></tr><tr><td>⑨知事が指定する区域内において、知事が指定する動物を 放つこと</td><td>条例17(4)</td><td>規則15(11)</td></tr><tr><td>⑩知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1kmの区 域内へ汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること</td><td>条例17(4)</td><td>規則15(12)</td></tr><tr><td>⑪知事が指定する区域内における車馬若しくは動力船の使 用又は航空機の着陸</td><td>条例17(4)</td><td>規則15(13)</td></tr><tr><td>⑫上記①～⑪のほか、特別地区における自然環境の保全 に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの</td><td>条例17(4)</td><td>規則15(14)</td></tr><tr><td rowspan="5">普通地区</td><td rowspan="5">届出</td><td>①一定基準を超える建築物その他の工作物の新・改・増築</td><td>条例19(1)</td><td rowspan="5">規則24</td><td rowspan="5">条例19(7) 規則25・26</td></tr><tr><td>②宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質変更</td><td>条例19(1)</td></tr><tr><td>③鉱物の採掘又は土石の採取</td><td>条例19(1)</td></tr><tr><td>④水面の埋め立て又は干拓</td><td>条例19(1)</td></tr><tr><td>⑤特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及 ぼさせること</td><td>条例19(1)</td></tr><tr><td rowspan="4">緑地環境保全地域</td><td rowspan="4">届出</td><td>①一定基準を超える建築物その他の工作物の新・改・増築</td><td>条例24(1)</td><td rowspan="4">規則32</td><td rowspan="4">条例24(7) 規則33・34</td></tr><tr><td>②宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質変更</td><td>条例24(1)</td></tr><tr><td>③鉱物の採掘又は土石の採取</td><td>条例24(1)</td></tr><tr><td>④水面の埋め立て又は干拓</td><td>条例24(1)</td></tr></table>					区分			許可・届出行為	根拠条文	許可基準等	制限対象外行為	自然環境保全地域	特別地区	許可	①建築物・その他の工作物の新・改・増築	条例17(4)	規則15(1)(2)(3)	条例17(11) 規則17・18・19	②宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質変更	条例17(4)	規則15(4)	③鉱物の採掘又は土石の採取	条例17(4)	規則15(5)	④水面の埋め立て又は干拓	条例17(4)	規則15(6)	⑤河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること	条例17(4)	規則15(7)	⑥木竹の伐採	条例17(4)	規則15(8)	⑦知事が指定する区域内における木竹の損傷	条例17(4)	規則15(9)	⑧知事が指定する区域内において、知事が指定する植物の 植栽、種子をまくこと	条例17(4)	規則15(10)	⑨知事が指定する区域内において、知事が指定する動物を 放つこと	条例17(4)	規則15(11)	⑩知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1kmの区 域内へ汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること	条例17(4)	規則15(12)	⑪知事が指定する区域内における車馬若しくは動力船の使 用又は航空機の着陸	条例17(4)	規則15(13)	⑫上記①～⑪のほか、特別地区における自然環境の保全 に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの	条例17(4)	規則15(14)	普通地区	届出	①一定基準を超える建築物その他の工作物の新・改・増築	条例19(1)	規則24	条例19(7) 規則25・26	②宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質変更	条例19(1)	③鉱物の採掘又は土石の採取	条例19(1)	④水面の埋め立て又は干拓	条例19(1)	⑤特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及 ぼさせること	条例19(1)	緑地環境保全地域	届出	①一定基準を超える建築物その他の工作物の新・改・増築	条例24(1)	規則32	条例24(7) 規則33・34	②宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質変更	条例24(1)	③鉱物の採掘又は土石の採取	条例24(1)	④水面の埋め立て又は干拓	条例24(1)
	区分			許可・届出行為	根拠条文	許可基準等	制限対象外行為																																																																							
	自然環境保全地域	特別地区	許可	①建築物・その他の工作物の新・改・増築	条例17(4)	規則15(1)(2)(3)	条例17(11) 規則17・18・19																																																																							
			②宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質変更	条例17(4)	規則15(4)																																																																									
			③鉱物の採掘又は土石の採取	条例17(4)	規則15(5)																																																																									
			④水面の埋め立て又は干拓	条例17(4)	規則15(6)																																																																									
			⑤河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること	条例17(4)	規則15(7)																																																																									
			⑥木竹の伐採	条例17(4)	規則15(8)																																																																									
			⑦知事が指定する区域内における木竹の損傷	条例17(4)	規則15(9)																																																																									
⑧知事が指定する区域内において、知事が指定する植物の 植栽、種子をまくこと			条例17(4)	規則15(10)																																																																										
⑨知事が指定する区域内において、知事が指定する動物を 放つこと			条例17(4)	規則15(11)																																																																										
⑩知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1kmの区 域内へ汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること			条例17(4)	規則15(12)																																																																										
⑪知事が指定する区域内における車馬若しくは動力船の使 用又は航空機の着陸			条例17(4)	規則15(13)																																																																										
⑫上記①～⑪のほか、特別地区における自然環境の保全 に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの			条例17(4)	規則15(14)																																																																										
普通地区	届出	①一定基準を超える建築物その他の工作物の新・改・増築	条例19(1)	規則24	条例19(7) 規則25・26																																																																									
		②宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質変更	条例19(1)																																																																											
		③鉱物の採掘又は土石の採取	条例19(1)																																																																											
		④水面の埋め立て又は干拓	条例19(1)																																																																											
		⑤特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及 ぼさせること	条例19(1)																																																																											
緑地環境保全地域	届出	①一定基準を超える建築物その他の工作物の新・改・増築	条例24(1)	規則32	条例24(7) 規則33・34																																																																									
		②宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質変更	条例24(1)																																																																											
		③鉱物の採掘又は土石の採取	条例24(1)																																																																											
		④水面の埋め立て又は干拓	条例24(1)																																																																											
(注)条例は新潟県自然環境保全条例、規則は施行規則。裸書き数字は条、括弧書き数字は項																																																																														
権限	知事																																																																													
手続	【手続の種類】許可・届出																																																																													
	受付窓口 申請者 市町村 環境対策課 申請、届出 通知 許可																																																																													
【標準処理日数】30日																																																																														
留意事項	【罰則】(条例46、条例48) ○条例17④又は18③の規定に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 ○条例17⑤(18④)において準用する場合も含む。)の規定により許可を付せられた条件に違反した者は、 6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 ○条例19①又は24①の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金																																																																													
備考																																																																														

許認可等名称	大規模開発行為の届出
法令等名称	新潟県自然環境保全条例
目的等	自然公園、自然(緑地)環境保全地域、風致地区以外の地域で大規模開発を行う場合に、事前に自然環境保全の観点から審査を行い、必要に応じて事業者を指導する。
対象地域	自然公園、自然(緑地)環境保全地域、風致地区以外の地域
規制行為及び基準	【規制行為】 自然環境を破壊する恐れのある大規模開発行為 1 ゴルフ場の造成 …2ha以上 2 スキー場の造成…2ha以上 3 宅地の造成 …2ha以上 4 遊園地(アーチェリー、射撃場を含む)…2ha以上 5 普通索道の建設…すべてのもの 6 鉱物の掘採又は土石の採取…5ha以上
権限	知事、市町村長(上越市、三条市、柏崎市、刈羽村のみ)
手続	【手続の種類】届出 自然公園、自然(緑地)環境保全地域、風致地区以外の地域で大規模開発を行う場合に、その行為に着手しようとする日の60日前までに、知事にその旨を届出る。 <pre> graph LR A[申請者] -- 届出 --> B[市町村] B -- 通知 --> C[環境政策課] C -. 助言又は勧告 .-> A C -. 助言又は勧告 .-> B </pre> 助言又は勧告 (必要があると認める時) 【標準処理日数】定めなし
留意事項	【罰則】 届け出をせず、又は虚偽の届出をした者 30万円以下の罰金 上越市、三条市、柏崎市及び刈羽村における大規模開発行為については、当該市町村で届出の受理及び助言又は勧告をする。
備考	

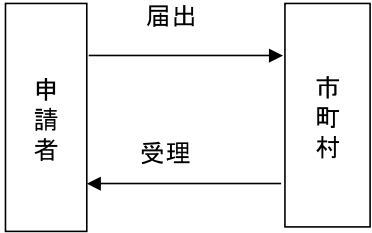
許認可等名称	鳥獣保護区特別保護地区内における行為の制限
法令等名称	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
目的等	鳥獣保護区内において特別に鳥獣の保護及び生息地の保護を図るため
対象地域	鳥獣保護区特別保護地区
規制行為及び基準	【規制行為】(法29⑦) 特別保護地区の区域内においては、次に掲げる行為は環境大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない 1 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること 2 水面を埋め立て、又は干拓すること 3 木竹を伐採すること ただし、下記に掲げる行為は許可を要しない 【許可不要な行為】(環境省告示・新潟県告示) 1 環境大臣又は都道府県知事が指定する水面以外の水面の埋立て又は干拓で、総面積が1ヘクタール以下であるもの 2 単木択伐、木竹の本数において20パーセント以下の間伐又は保育のための下刈り若しくは除伐 3 次に掲げる工作物の設置 (1) 住宅及びこれに附属する工作物 (2) ベンチ、くずかご、水槽又は墓碑 (3) 炭焼小屋、作業小屋又は幕舎 (4) 自家用水道の送水施設又は自家発電の送電施設 (5) その面積が30平方メートル以内の休憩所又は停留所 (6) その高さが5メートル以内の展望台 (7) その延長が500メートル以内の歩道 (8) その高さが3メートル以内であり、かつ、その長さが5メートル以内の公園遊戯施設 (9) その面積が15平方メートル以内の公衆便所 (10) その高さが5メートル以内であり、かつ、その面積が15平方メートル以内の仮工作物 (11) 災害復旧又は人命保護のための緊急を要する応急工作物 (12) その延長が500メートル以内の道路(軌道を含む。)の改修のための工作物 (13) 自然木を利用した仮設軽索道 (14) 既存工作物に附属する工作物であって、その高さが5メートル以内であり、かつ、その面積が15平方メートル以内のもの 【許可基準】(法29⑨) 鳥獣の保護又は生息地の保護に重大な支障を及ぼすおそれがないこと 【許可条件】(法29⑩) 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護のため鳥獣保護区特別保護地区内の工作物の新築等の許可に条件を付することができる 【不許可要件】(法29⑨) 環境大臣又は都道府県知事は、許可申請があったときに、鳥獣の保護又は生息地の保護に重大な支障をおよぼすおそれがある場合を除き、許可をしなければならない。
権限	環境大臣、都道府県知事
手続	【手続の種類】許可 <pre> graph LR subgraph "1) 県指定の特別保護地区" A[申請者] -- 調整 --> B[県地域機関] B -- 調整 --> C[環境対策課] A -- 申請 --> C C -- 許可 --> A end subgraph "2) 国指定の特別保護地区" D[申請者] -- 申請 --> E[自然事保護所官] E -- 許可 --> D E --> F[地方環境事務所] end </pre> 【標準処理日数】30日
留意事項	【罰則】(法84、法85) 法29⑦の規定に違反した場合は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 法29⑩の規定に違反した場合は、50万円以下の罰金
備考	「鳥獣保護区」(法28)…環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは鳥獣保護区として指定することができる。 「特別保護地区」(法29)…環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。

許認可等名称	ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設の設置等の届出	
法令等名称	大気汚染防止法	
目的等	工場及び事業場における事業活動に伴うばい煙、揮発性有機化合物、水銀及び粉じん並びに建築物等の解体等による特定粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進すること等により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的とする。	
対象地域	県内全域	
規制行為 及び基準	【規制行為】 1 ばい煙発生施設の設置の届出(法第6条) 2 ばい煙発生施設の使用の届出(法第7条) 3 ばい煙発生施設の構造等の変更の届出(法第8条) 4 氏名の変更等の届出(法第11条) 5 承継の届出(法第12条) 6 揮発性有機化合物排出施設の設置の届出(法第17条の5) 7 揮発性有機化合物排出施設の使用の届出(法第17条の6) 8 揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出(法第17条の7) 9 一般粉じん発生施設の設置・構造変更等の届出(法第18条) 10 一般粉じん発生施設の使用の届出(法第18条の2) 11 特定粉じん発生施設の設置・構造変更等の届出(法第18条の6) 12 特定粉じん発生施設の使用の届出(法第18条の7) 13 一般粉じん発生施設及び特定粉じん発生施設に係る氏名の変更等、承継の届出(法第18条の13) 14 特定粉じん排出等作業の実施の届出(法第18条の17) 15 水銀排出施設の設置の届出(法第18条の28) 16 水銀排出施設の使用の届出(法第18条の29) 17 水銀排出施設の構造等の変更の届出(法第18条の30)	
	届出期限等 法第6条 受理後60日後でなければ設置できない 法第7条 ばい煙発生施設となった日から30日以内 法第8条 受理後60日後でなければ変更できない 法第11条 変更又は廃止をした日から30日以内 法第12条 承継があった日から30日以内 法第17条の5 受理後60日後でなければ設置できない 法第17条の6 揮発性有機化合物排出施設となった日から30日以内 法第17条の7 受理後60日後でなければ変更できない 法第18条 設置、変更する前 法第18条の2 一般粉じん発生施設となった日から30日以内 法第18条の6 受理後60日後でなければ設置、変更できない 法第18条の7 特定粉じん発生施設となった日から30日以内 法第18条の13 変更又は廃止をした日、承継があった日から30日以内 法第18条の17 特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前まで 法第18条の28 受理後60日後でなければ設置できない 法第18条の29 水銀排出施設となった日から30日以内 法第18条の30 受理後60日後でなければ変更できない	
	【基準】 ばい煙発生施設 排出基準 揮発性有機化合物排出施設 排出基準 一般粉じん発生施設 構造、使用、管理基準 特定粉じん発生施設 敷地境界基準 特定粉じん排出等作業 作業基準 水銀排出施設 排出基準	
権限	知事(以下を除く) 新潟市長、長岡市長(一般粉じんのみ)、上越市長(一般粉じんのみ)	

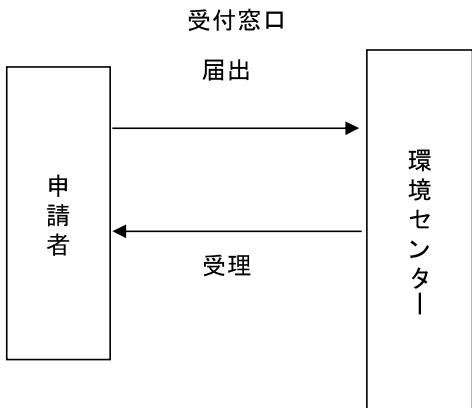
手 続	【手続の種類】届出 申請者 受付窓口 届出 環境センター 受理 注)環境センターとは、地域振興局健康福祉環境部環境センターをいう。
	【標準処理日数】定めなし
	留 意 事 項 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物、ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物及び鉱山保安法第13条第1項に係る経済産業省令で定める施設(同法第2条第2項ただし書に規定する付属施設に設置されるものを除く。)である特定施設を設置する者については、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定の定めるところによる。
備 考	

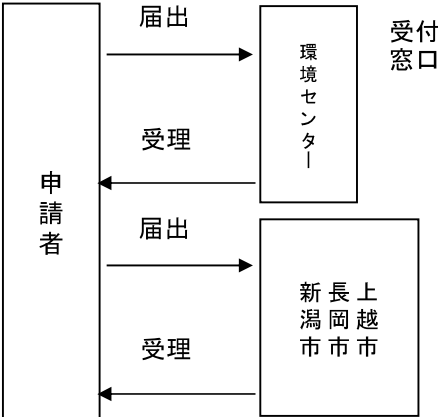
許認可等名称	水質汚濁防止法に基づく特定施設設置の届出
法令等名称	水質汚濁防止法
目的等	水質汚濁に係る特定施設の設置等を行う場合、届出を義務づけることにより排水の汚濁濃度を規制値未満にし公共用水域の水質保全を図る。
対象地域	県内全域
規制行為及び基準	【規制行為】 1 特定施設の設置の届出(法第5条) 2 特定施設の使用の届出(法第6条) 3 特定施設の構造等の変更の届出(法第7条) 4 氏名の変更等の届出(法第10条) 5 承継の届出(法第11条) ※第5条、第7条は事前届出制(60日) ※第6条、第10条及び第11条は事後届出制(30日) 【基準】 排水基準…生活環境項目に係る基準、有害物質に係る基準 有害物質使用特定施設等に係る構造基準等…構造等に関する基準、定期点検
権限	知事(地域振興局長に事務委任) 新潟市長、長岡市長、上越市長(法定移譲)
手続	【手続の種類】届出  注)環境センターとは、地域振興局健康福祉環境部環境センターをいう。
	【標準処理日数】60日以内
留意事項	国が定めた一律排水基準を上回る上乘せ排水基準を設定。 上乘せ排水基準は水域ごとに異なる。
備考	

許認可等名称	騒音規制法指定地域内における特定施設の設置等の届出及び特定建設作業の実施の届出
法令等名称	騒音規制法
目的等	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うことにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。
対象地域	騒音規制法第3条第1項に基づく指定地域(昭和47年新潟県告示第440号)
規制行為及び基準	【規制行為】 1 特定施設の設置の届出(法第6条) 2 特定施設の使用の届出(法第7条) 3 特定施設の数等の変更の届出(法第8条) 4 氏名の変更等の届出(法第10条) 5 承継の届出(法第11条) 6 特定建設作業の実施の届出(法第14条) 届出期限等 法第6条 設置工事の開始の30日前まで 法第7条 指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内 法第8条 変更に係る工事の開始の30日前まで 法第10条 変更又は廃止の日から30日以内 法第11条 承継のあった日から30日以内 法第14条 作業開始の7日前まで 【基準】 規制基準 区域の区分、時間帯毎の基準
権限	市町村長
手続	【手続の種類】届出 受付窓口 <pre> graph LR A[申請者] -- 届出 --> B[市町村] B -- 受理 --> A </pre> 【標準処理日数】定めなし
留意事項	電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物、ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物及び鉱山保安法13条1項に係る経済産業省令で定める施設(同法第2条第2項ただし書に規定する付属施設に設置されるものを除く。)である特定施設を設置する者については、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定の定めるところによる。
備考	

許認可等名称	振動規制法指定地域内における特定施設の設置等の届出及び特定建設作業の実施の届出
法令等名称	振動規制法
目的等	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うことにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。
対象地域	振動規制法第3条第1項に基づく指定地域(昭和53年新潟県告示第628号)
規制行為 及び基準	【規制行為】 1 特定施設の設置の届出(法第6条) 2 特定施設の使用の届出(法第7条) 3 特定施設の変更等の届出(法第8条) 4 氏名の変更等の届出(法第10条) 5 承継の届出(法第11条) 6 特定建設作業の実施の届出(法第14条) 届出期限等 法第6条 設置工事の開始の30日前まで 法第7条 指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内 法第8条 変更に係る工事の開始の30日前まで 法第10条 変更又は廃止の日から30日以内 法第11条 承継のあった日から30日以内 法第14条 作業開始の7日前まで 【基準】 規制基準 区域の区分、時間帯毎の基準
権限	市町村長
手続	【手続の種類】届出 受付窓口  <pre> graph LR A[申請者] -- 届出 --> B[市町村] B -- 受理 --> A </pre> 【標準処理日数】定めなし
留意事項	電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物、ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物及び鉱山保安法13条1項に係る経済産業省令で定める施設(同法第2条第2項ただし書に規定する付属施設に設置されるものを除く。)である特定施設を設置する者については、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定の定めるところによる。
備考	

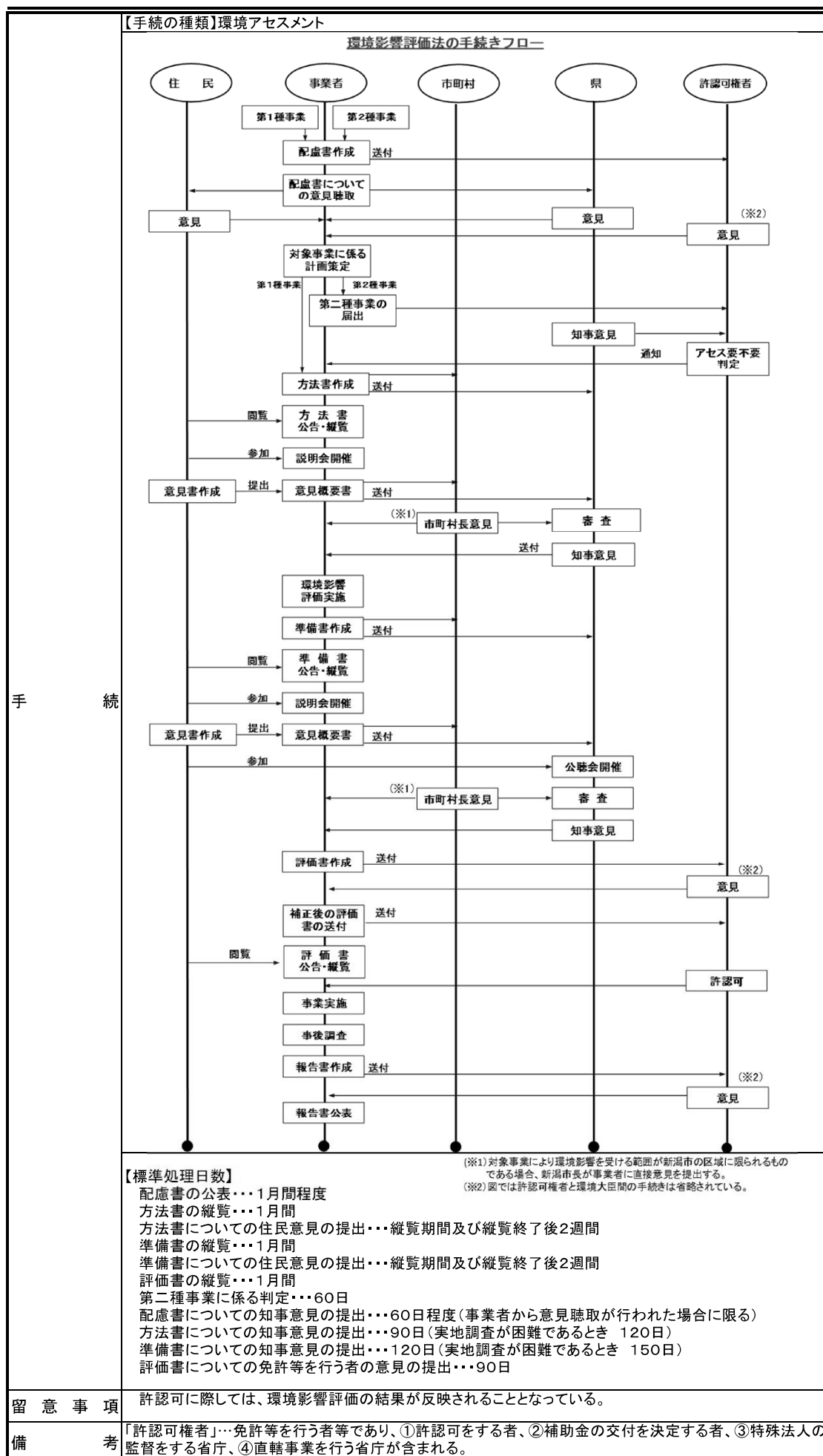
許認可等名称	地下水の揚水設備の設置許可・届出・報告
法令等名称	新潟県生活環境の保全等に関する条例及び同施行規則
目的等	広域にわたって地盤沈下が発生している新潟地域と上越地域で規制地域を指定し、一定規模以上の揚水設備の設置を許可制とするとともに、揚水量の削減指導や採取量の報告を義務づけることなどにより、過剰な地下水の揚水を抑制し、地盤沈下の防止に資する。
対象地域	(新潟地域)新潟市の一部(旧新潟市、旧白根市、旧豊栄市、旧亀田町、旧巻町、旧西川町、旧黒埼町、旧味方村、旧潟東村、旧月潟村、旧中之口村の区域) (上越地域)上越市(旧上越市、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧板倉町、旧清里村、旧三和村)、妙高市(旧新井市)の区域の一部
規制行為及び基準	【規制行為】 1 揚水設備の設置の許可(条例第55条) 2 揚水設備の使用の届出(条例第57条) 3 揚水設備の構造等の変更の許可(条例第58条) 4 氏名等の変更等の届出(条例第59条) 5 揚水設備の設置工事の完了の届出(条例第60条) 6 揚水設備の廃止の届出(条例第62条) 7 採取量の測定等(条例第61条) (許可、届出、報告期限) 条例第55条、第58条はあらかじめ許可を受けなければ設置、変更できない 条例第57条は揚水設備となった日から90日以内 条例第59条、第60条は変更又は完了した日から30日以内 条例第62条は廃止後速やかに 条例第61条は毎年4月30日までに前年度の測定結果を報告 【許可を要する揚水設備】(条例第53条第2項、施行規則第21条) 指定地域内において、動力で地下水を採取する設備で、ストレーナーの下限の位置が地表面下20メートル以深の設備であって、揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートル以上であり、又は揚水機の定格出力が1.1キロワットを超えるもの 【許可基準】(条例第56条) 1 上水道、簡易水道その他飲料の用に供する場合の採取 2 消防の用に供する場合の採取 3 地下水に代えて他の水源を確保することが著しく困難であるとして知事が認める場合の採取
権限	知事(地域振興局長に事務委任) 新潟市長(条例移譲)
手続	【手続の種類】許可 <pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[新潟市] B -- 許可 --> A A -- 申請 --> C[環境センター] C -- 許可 --> A </pre> 注)環境センターとは、地域振興局健康福祉環境部環境センターをいう。
留意事項	【標準処理日数】30日 指定地域内での揚水設備の設置は、許可基準に該当すると認めるものについて、知事が許可できる(条例第56条)。
備考	許可申請書の様式は規則で規定している。申請書は区域を管轄する環境センターへ正本にその写し1通を添えて提出する。

許認可等名称	新潟県生活環境保全等に関する条例におけるばい煙及び粉じんに係る特定施設の設置等の届出
法令等名称	新潟県生活環境保全等に関する条例
目的等	事業活動における環境への負荷の低減を図るための措置を定めることにより、県民の健康を保護し、良好な生活環境を確保することを目的とする。
対象地域	県内全域
規制行為 及 び 基 準	【規制行為】 1 ばい煙に係る特定施設の設置の届出(条例第14条) 2 ばい煙に係る特定施設の使用の届出(条例第15条) 3 ばい煙に係る特定施設の構造等の変更の届出(条例第16条) 4 氏名等の変更等の届出(条例第19条) 5 承継の届出(条例第20条) 6 粉じんに係る特定施設の設置・変更の届出(条例第27条) 7 粉じんに係る特定施設の使用の届出(条例第28条) 8 粉じんに係る氏名等の変更・承継の届出(条例第31条) 届出期限等 条例第14条 受理後60日後でなければ設置できない 条例第15条 ばい煙に係る特定施設となった日から30日以内 条例第16条 受理後60日後でなければ変更できない 条例第19条 変更又は廃止をした日から30日以内 条例第20条 承継があった日から30日以内 条例第27条 設置、変更する前 条例第28条 粉じんに係る特定施設となった日から30日以内 条例第31条 変更又は廃止をした日、承継があった日から30日以内 【基準】 ばい煙に係る特定施設 排出基準 粉じんに係る特定施設 構造、使用、管理基準
権限	知事(以下を除く) 新潟市長、長岡市長(粉じんのみ)、上越市長(粉じんのみ)
手続	【手続の種類】届出  <pre> graph LR A[申請者] -- 届出 --> B[環境センター] B -- 受理 --> A </pre> 【標準処理日数】定めなし
留意事項	鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に設置する特定施設は除く。
備考	

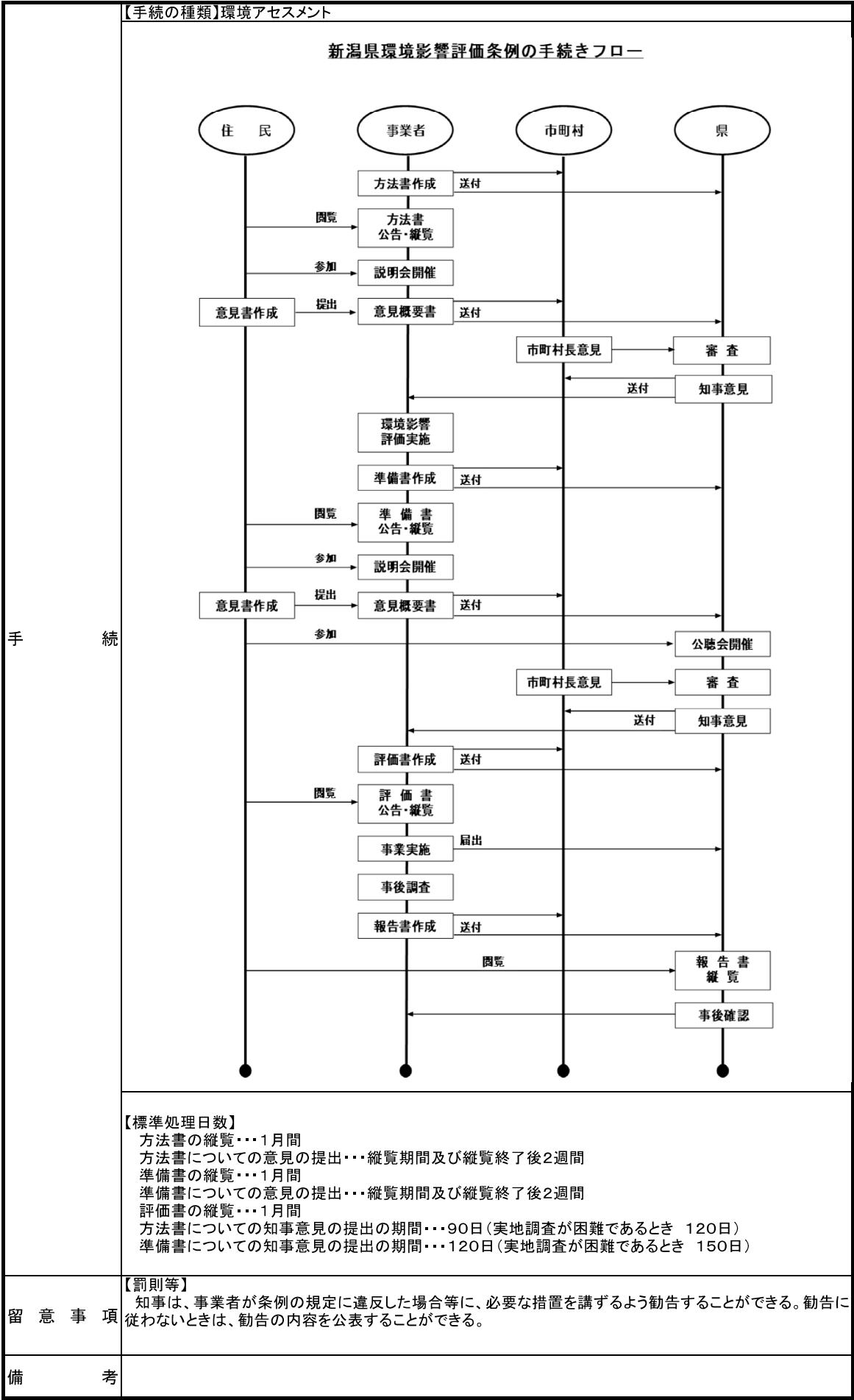
許認可等名称	新潟県生活環境の保全等に関する条例における水質汚濁に係る特定施設設置の届出
法令等名称	新潟県生活環境の保全等に関する条例
目的等	水質汚濁に係る特定施設の設置等を行う場合、届出を義務づけることにより排出水の汚濁濃度を規制値未満にし公共用水域の水質保全を図る。
対象地域	県内全域
規制行為及び基準	【規制行為】 1 特定施設の設置の届出(条例第37条) 2 特定施設の使用の届出(条例第38条) 3 特定施設の構造等の変更の届出(条例第39条) 4 氏名の変更等の届出、承継の届出(条例第47条) ※第37条、第39条は事前届出制(60日) ※第38条及び第47条は事後届出制(30日) 【基準】 排水基準…有害物質、水素イオン濃度等の項目
権限	知事(地域振興局長に事務委任) 新潟市長、長岡市長、上越市長(条例移譲)
手続	【手続の種類】届出  注) 環境センターとは、地域振興局健康福祉環境部環境センターをいう。
	【標準処理日数】 60日以内
留意事項	
備考	

許認可等名称	新潟県生活環境保全等に関する条例における騒音及び振動に係る特定施設の設置等の届出										
法令等名称	新潟県生活環境の保全等に関する条例										
目的等	県民の健康を保護するとともに、良好な生活環境を現在及び将来の県民に確保することを目的とする。										
対象地域	騒音規制法第3条第1項に基づく指定地域(昭和47年新潟県告示第440号) 振動規制法第3条第1項に基づく指定地域(昭和53年新潟県告示第628号)										
規制行為基準	【規制行為】 1 特定施設の設置の届出(条例第91条) 2 特定施設の使用の届出(条例第92条) 3 特定施設の数等の変更の届出(条例第93条) 4 氏名の変更等の届出(条例第95条) 5 承継の届出(条例第98条) 届出期限等 <table> <tr> <td>条例第91条</td><td>設置工事の開始の30日前まで</td></tr> <tr> <td>条例第92条</td><td>指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内</td></tr> <tr> <td>条例第93条</td><td>変更に係る工事の開始の30日前まで</td></tr> <tr> <td>条例第95条</td><td>変更又は廃止の日から30日以内</td></tr> <tr> <td>条例第98条</td><td>承継のあった日から30日以内</td></tr> </table> 【基準】 規制基準 区域の区分、時間帯毎の基準	条例第91条	設置工事の開始の30日前まで	条例第92条	指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内	条例第93条	変更に係る工事の開始の30日前まで	条例第95条	変更又は廃止の日から30日以内	条例第98条	承継のあった日から30日以内
条例第91条	設置工事の開始の30日前まで										
条例第92条	指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内										
条例第93条	変更に係る工事の開始の30日前まで										
条例第95条	変更又は廃止の日から30日以内										
条例第98条	承継のあった日から30日以内										
権限	市町村長(新潟市長を除く)										
手続	【手続の種類】届出 <pre> graph LR A[申請者] -- 届出 --> B[市町村] B -- 受理 --> A </pre> 【標準処理日数】 定めなし										
留意事項	1 新潟市には適用しない。(新潟市は新潟市生活環境の保全等に関する条例による。) 2 鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に設置される特定施設は除く。特定施設から電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物及びガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物は除く。										
備考											

許認可等名称	環境影響評価法に基づく環境影響評価の実施																																																																																																																															
法令等名称	環境影響評価法																																																																																																																															
目的等	対象事業が環境にどのような影響を与えるかを事業者が事前に調査・予測・評価するとともに、その結果を公表して、住民や地方公共団体の意見を聴きながら、環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げること及びその決定に反映させることを目的としている。																																																																																																																															
対象地域	県内全域																																																																																																																															
規 制 行 為 基 準	【規制行為】																																																																																																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">事業の種類</th><th colspan="2">環境影響評価法の事業の規模</th></tr> <tr> <th>第一種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)</th><th>第二種事業 (必要かどうかを個別に判断する事業)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1</td><td>道 路</td><td>高速自動車国道</td><td>すべて</td><td>—</td></tr> <tr> <td></td><td>首都高速道路など</td><td>4車線以上のもの</td><td>—</td></tr> <tr> <td></td><td>一般国道</td><td>4車線以上・10km以上</td><td>4車線以上・7.5km～10km</td></tr> <tr> <td></td><td>大規模林道</td><td>幅員6.5m以上・20km以上</td><td>幅員6.5m以上・15km～20km</td></tr> <tr> <td rowspan="3">2</td><td>河 川</td><td>ダム</td><td>湛水面積100ha以上</td><td>湛水面積75～100ha</td></tr> <tr> <td></td><td>せき堰</td><td>湛水面積100ha以上</td><td>湛水面積75～100ha</td></tr> <tr> <td></td><td>放水路、湖沼開発</td><td>土地改変面積100ha以上</td><td>土地改変面積75～100ha</td></tr> <tr> <td rowspan="2">3</td><td>鉄 道</td><td>新幹線鉄道</td><td>すべて</td><td>—</td></tr> <tr> <td></td><td>普通鉄道、軌道</td><td>長さ10km以上</td><td>長さ7.5km～10km</td></tr> <tr> <td>4</td><td>飛 行 場</td><td></td><td>滑走路長2,500m以上</td><td>滑走路長1,875～2,500m</td></tr> <tr> <td rowspan="6">5</td><td rowspan="6">発 電 所</td><td>水力発電所</td><td>出力3万kW以上</td><td>出力2.25万kW～3万kW</td></tr> <tr> <td>火力発電所</td><td>出力15万kW以上</td><td>出力11.25万kW～15万kW</td></tr> <tr> <td>地熱発電所</td><td>出力1万kW以上</td><td>出力7,500kW～1万kW</td></tr> <tr> <td>原子力発電所</td><td>すべて</td><td>—</td></tr> <tr> <td>太陽電池発電所</td><td>出力4万kW以上</td><td>出力3万kW以上～4万kW</td></tr> <tr> <td>風力発電所</td><td>出力5万kW以上</td><td>出力3.75万kW～5万kW</td></tr> <tr> <td>6</td><td>廃棄物最終処分場</td><td></td><td>面積30ha以上</td><td>面積25ha～30ha</td></tr> <tr> <td>7</td><td>公有水面の埋立・干拓</td><td></td><td>面積50ha超</td><td>面積40ha～50ha</td></tr> <tr> <td>8</td><td>土地区画整理事業</td><td></td><td>面積100ha以上</td><td>面積75ha～100ha</td></tr> <tr> <td>9</td><td>新住宅市街地開発事業</td><td></td><td>面積100ha以上</td><td>面積75ha～100ha</td></tr> <tr> <td>10</td><td>工業団地造成事業</td><td></td><td>面積100ha以上</td><td>面積75ha～100ha</td></tr> <tr> <td>11</td><td>新都市基盤整備事業</td><td></td><td>面積100ha以上</td><td>面積75ha～100ha</td></tr> <tr> <td>12</td><td>流通業務団地造成事業</td><td></td><td>面積100ha以上</td><td>面積75ha～100ha</td></tr> <tr> <td>13</td><td>宅地の造成の事業（※1）</td><td></td><td>面積100ha以上</td><td>面積75ha～100ha</td></tr> <tr> <td colspan="2">○ 港湾計画（※2）</td><td colspan="2" rowspan="3">埋立・掘込み面積の合計300ha以上</td></tr> <tr> <td colspan="4"> （※1）「宅地」には、住宅地以外にも工業用地なども含まれる （※2）港湾計画については、港湾環境アセスメントの対象となる。 </td></tr> <tr> <td colspan="4"> 【注】太陽電池発電所の規模については、改正政令の施行に伴い、令和9年4月1日から下記の とおり改正見込み 第一種事業：出力2万kW以上 第二種事業：出力1.5万kW以上～2万kW </td></tr> <tr> <td>権 限</td><td colspan="3">知事、許認可権者（備考欄）</td></tr> </tbody></table>			事業の種類		環境影響評価法の事業の規模		第一種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第二種事業 (必要かどうかを個別に判断する事業)	1	道 路	高速自動車国道	すべて	—		首都高速道路など	4車線以上のもの	—		一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km～10km		大規模林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km～20km	2	河 川	ダム	湛水面積100ha以上	湛水面積75～100ha		せき堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75～100ha		放水路、湖沼開発	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75～100ha	3	鉄 道	新幹線鉄道	すべて	—		普通鉄道、軌道	長さ10km以上	長さ7.5km～10km	4	飛 行 場		滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875～2,500m	5	発 電 所	水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW～3万kW	火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW～15万kW	地熱発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW～1万kW	原子力発電所	すべて	—	太陽電池発電所	出力4万kW以上	出力3万kW以上～4万kW	風力発電所	出力5万kW以上	出力3.75万kW～5万kW	6	廃棄物最終処分場		面積30ha以上	面積25ha～30ha	7	公有水面の埋立・干拓		面積50ha超	面積40ha～50ha	8	土地区画整理事業		面積100ha以上	面積75ha～100ha	9	新住宅市街地開発事業		面積100ha以上	面積75ha～100ha	10	工業団地造成事業		面積100ha以上	面積75ha～100ha	11	新都市基盤整備事業		面積100ha以上	面積75ha～100ha	12	流通業務団地造成事業		面積100ha以上	面積75ha～100ha	13	宅地の造成の事業（※1）		面積100ha以上	面積75ha～100ha	○ 港湾計画（※2）		埋立・掘込み面積の合計300ha以上		（※1）「宅地」には、住宅地以外にも工業用地なども含まれる （※2）港湾計画については、港湾環境アセスメントの対象となる。				【注】太陽電池発電所の規模については、改正政令の施行に伴い、令和9年4月1日から下記の とおり改正見込み 第一種事業：出力2万kW以上 第二種事業：出力1.5万kW以上～2万kW				権 限	知事、許認可権者（備考欄）	
事業の種類		環境影響評価法の事業の規模																																																																																																																														
		第一種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第二種事業 (必要かどうかを個別に判断する事業)																																																																																																																													
1	道 路	高速自動車国道	すべて	—																																																																																																																												
		首都高速道路など	4車線以上のもの	—																																																																																																																												
		一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km～10km																																																																																																																												
		大規模林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km～20km																																																																																																																												
2	河 川	ダム	湛水面積100ha以上	湛水面積75～100ha																																																																																																																												
		せき堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75～100ha																																																																																																																												
		放水路、湖沼開発	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75～100ha																																																																																																																												
3	鉄 道	新幹線鉄道	すべて	—																																																																																																																												
		普通鉄道、軌道	長さ10km以上	長さ7.5km～10km																																																																																																																												
4	飛 行 場		滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875～2,500m																																																																																																																												
5	発 電 所	水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW～3万kW																																																																																																																												
		火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW～15万kW																																																																																																																												
		地熱発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW～1万kW																																																																																																																												
		原子力発電所	すべて	—																																																																																																																												
		太陽電池発電所	出力4万kW以上	出力3万kW以上～4万kW																																																																																																																												
		風力発電所	出力5万kW以上	出力3.75万kW～5万kW																																																																																																																												
6	廃棄物最終処分場		面積30ha以上	面積25ha～30ha																																																																																																																												
7	公有水面の埋立・干拓		面積50ha超	面積40ha～50ha																																																																																																																												
8	土地区画整理事業		面積100ha以上	面積75ha～100ha																																																																																																																												
9	新住宅市街地開発事業		面積100ha以上	面積75ha～100ha																																																																																																																												
10	工業団地造成事業		面積100ha以上	面積75ha～100ha																																																																																																																												
11	新都市基盤整備事業		面積100ha以上	面積75ha～100ha																																																																																																																												
12	流通業務団地造成事業		面積100ha以上	面積75ha～100ha																																																																																																																												
13	宅地の造成の事業（※1）		面積100ha以上	面積75ha～100ha																																																																																																																												
○ 港湾計画（※2）		埋立・掘込み面積の合計300ha以上																																																																																																																														
（※1）「宅地」には、住宅地以外にも工業用地なども含まれる （※2）港湾計画については、港湾環境アセスメントの対象となる。																																																																																																																																
【注】太陽電池発電所の規模については、改正政令の施行に伴い、令和9年4月1日から下記の とおり改正見込み 第一種事業：出力2万kW以上 第二種事業：出力1.5万kW以上～2万kW																																																																																																																																
権 限	知事、許認可権者（備考欄）																																																																																																																															



許認可等名称	新潟県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の実施					
法令等名称	新潟県環境影響評価条例					
目的等	対象事業が環境にどのような影響を与えるかを事業者が事前に調査・予測・評価するとともに、その結果を公表して、住民や地方公共団体の意見を聴きながら、環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくことを目的とする。					
対象地域	県内全域（新潟市環境影響評価条例の対象となる事業を除く）					
規制行為 及び 基準	【規制行為】					
	事業の種類			新潟県環境影響評価条例の事業の規模		
				一般地域	特別配慮地域 （国立公園、国定公園、 県立公園等の区域）	
	1	道 路	高速自動車国道	—	—	
			自動車専用道路	4車線以上・1km以上	4車線以上・1km以上又は 2車線以上・10km以上	
			一般国道、 県道、市町村道、農道	4車線以上・7.5km以上	4車線以上・5km以上又は 2車線以上・10km以上	
			林道	幅員6.5m以上・15km以上	幅員6.5m以上・10km以上	
	2	河 川	ダム	貯水面積50ha以上	貯水面積30ha以上	
			せき 堰	たん 湛水面積50ha以上	たん 湛水面積30ha以上	
			放水路	土地改変面積50ha以上	土地改変面積30ha以上	
	3	鉄 道	新幹線鉄道	—	—	
			普通鉄道、軌道	長さ7.5km以上	長さ5km以上	
	4	飛行場	滑走路長1,875m以上		滑走路長1,250m以上	
	5	発電所	水力発電所	出力2.25万kW以上	出力1.5万kW以上	
			火力発電所	出力11.25万kW以上	出力7.5万kW以上	
			地熱発電所	出力0.75万kW以上	出力0.5万kW以上	
			原子力発電所	—	—	
			太陽電池発電所	面積50ha以上	面積30ha以上	
	6	廃棄物 処理 施設	一般廃棄物 処理施設	焼却施設	処理能力100 t / 日以上	処理能力60t/日以上
				し尿処理施設	処理能力100kL/日以上	処理能力60kL/日以上
				最終処分場	面積5ha以上又は25万㎡以上	面積3ha以上又は15万㎡以上
			産業廃棄物 処理施設	焼却施設	処理能力100 t / 日以上	処理能力60t/日以上
				最終処分場	面積5ha以上又は25万㎡以上	面積3ha以上又は15万㎡以上
	7	下水道終末処理場	計画処理人口10万人以上		計画処理人口6万人以上	
	8	公有水面の埋立・干拓	面積40ha以上		面積25ha以上	
	9	土地区画整理事業	面積75ha以上		面積50ha以上	
	10	住宅団地造成事業	面積50ha以上		面積30ha以上	
	11	工業団地造成事業	面積50ha以上		面積30ha以上	
	12	流通業務団地造成事業	面積50ha以上		面積30ha以上	
13	農用地の造成事業	面積500ha以上		面積300ha以上		
14	土石砂利採取事業	面積50ha以上		面積30ha以上		
15	レクリエーション施設	面積50ha以上		面積30ha以上		
16	工場又は事業場	排水1万㎡/日以上 排ガス10万㎡/時以上		排水0.6万㎡/日以上 排ガス6万㎡/時以上		
17	リゾートマンション	延床面積5万㎡以上		延床面積3万㎡以上		
18	複合開発事業	(別記)		(別記)		
(別記) 複合開発事業の対象要件 上表における9～12、14、15の事業の種類のうち、2つ以上の事業種類に該当する事業を一つの事業者がそれぞれ相互に密接に関連させて行う事業で、各事業毎の事業区域の面積をそれぞれの事業毎の対象事業の規模要件で除した数値の合計が1以上であるもの。						
権 限	知事					



許認可等名称	土地の形質変更時の届出・土壤汚染状況調査結果の報告・汚染の除去等の措置・汚染土壤の搬出時の届出
法令等名称	土壤汚染対策法
目的等	土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、住民の健康被害を防止する。
対象地域	県内全域
規制行為及び基準	【規制行為】 1 土地の形質変更時の届出（法第3条第7項、第4条第1項） 一定規模^{※1}以上の土地の形質変更をしようとする者は、着手の日の30日前までに（第3条第7項の場合はあらかじめ）当該土地の場所等を知事（新潟市、長岡市、上越市は各市長。以下「知事等」という。）に届け出なければならない。 2 土壤汚染状況調査結果の報告（法第3条第1項及び第8項、第4条第3項、第5条） 土地所有者等は、次の場合には指定調査機関に土壤の汚染状況を調査させ、その結果を知事等に報告しなければならない。 （1）「有害物質使用特定施設」の使用の廃止時 （2）法第3条第7項で届け出た土地において、調査を命じられたとき （3）法第4条第1項により届け出た土地において土壤汚染のおそれがあると知事等が認め、調査を命じられたとき （4）土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると知事等が認め、調査を命じられたとき 3 汚染の除去等の措置（法第7条第1項及び第7項） 土地所有者等又は汚染行為者は、汚染除去等計画書を作成し、提出すべきことの指示^{※2}を受けたときは、汚染除去等計画書を作成、提出し、それに従って実施措置を講じなければならない。 4 要措置区域内における土地の形質変更禁止（法第9条） 要措置区域^{※2}内においては、何人も、土地の形質変更をしてはならない。 5 形質変更時要届出区域における土地の形質変更時の届出（法第12条第1項及び第2項） 形質変更時要届出区域^{※3}において土地の形質変更をしようとする者は、着手の日の14日前まで（同区域が指定された際当該区域内において既に土地の形質変更に着手している場合は、その指定の日から起算して14日以内）計画を知事等に届け出なければならない。 6 汚染土壤の搬出時の届出（法第16条第1項及び第2項） 要措置区域又は形質変更時要届出区域内の土地の土壤を当該区域外へ搬出しようとする者は、着手の日の14日前までに計画（計画の変更を含む。）を知事等に届け出なければならない。 7 汚染土壤の処理の委託（法第18条） 要措置区域又は形質変更時要届出区域内の土地の土壤を当該区域外へ搬出する者は、当該汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託しなければならない。 8 管理票（法第20条第1項、第5項及び第6項） （1）要措置区域又は形質変更時要届出区域内の土地の土壤を当該区域外へ搬出する者は、当該土壤の運搬又は処理を他人に委託する場合には、当該土壤の引渡しと同時に運搬受託者（処理のみを他人に委託する場合は、処理受託者）に管理票を交付しなければならない。 （2）管理票交付者は、運搬受託者又は処理受託者から管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処理が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを送付を受けた日から5年間保存しなければならない。 （3）管理票交付者は、一定期間内に管理票の写しの送付を受けないとき、又は規定事項が記載されていない若しくは虚偽記載のある管理票の写しの送付を受けたときは、速やかに運搬又は処理の状況を把握し、その結果を知事等に届け出なければならない。 ※1 一定規模：（水質汚濁防止法）有害物質使用特定施設関係は900m²、それ以外は3,000m²。 ※2 知事等は、土壤汚染状況調査の結果が基準に適合しない土地で、かつ、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康被害が生ずるおそれがある場合、当該土地を「要措置区域」として指定する（法第6条第1項）とともに、汚染除去等計画を作成し、提出すべきことを指示する（法第7条第1項）。 ※3 知事等は、土壤汚染状況調査の結果が基準に適合しない土地で、かつ、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康被害が生ずるおそれがない場合、当該土地を「形質変更時要届出区域」として指定する（法第11条第1項）。
権限	知事（地域振興局長に事務委任） 新潟市長、長岡市長、上越市長

手 続	【土地の形質変更時、汚染土壌の搬出時の届出】 ・一定規模以上の土地又は形質変更時要届出区域内の土地の形質変更をしようとする者 ・要措置区域又は形質変更時要届出区域外の土地の土壌を当該区域外へ搬出しようとする者 新潟市、長岡市、上越市を除く地域 届出 環境センター 新潟市、長岡市、上越市 届出 上長新 越岡潟 市市市
	【土壌汚染状況調査結果の報告・要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定】 新潟市、長岡市、上越市を除く地域 報告 土地所有者等 環境センター 基準不適合 環境対策課 要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定 新潟市、長岡市、上越市 報告 上長新 越岡潟 市市市 基準不適合 注)環境センターとは、地域振興局健康福祉環境部環境センターをいう。 【標準処理日数】定めなし
留 意 事 項	
備 考	

許認可等名称	汚染土壌処理業の許可
法令等名称	土壌汚染対策法
目的等	土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、住民の健康被害を防止する。
対象地域	県内全域
規制行為及び基準	【規制行為】 1 汚染土壌処理業の許可（法第22条第1項） 汚染土壌の処理を業として行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、汚染土壌の処理の事業の用に供する施設ごとに、知事（新潟市、長岡市、上越市は各市長。以下「知事等」という。）の許可を受けなければならない。 （許可基準） （1）汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行えること。 （法第22条第3項第1号、汚染土壌処理業省令（以下「省令」という。）第4条） （2）欠格要件に該当しないこと（法第22条第3項第2号） 2 汚染土壌処理業の変更の許可（法第23条第1項） 汚染土壌処理業者は、汚染土壌処理施設の種類、構造及び処理能力並びに処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態の変更をしようとするときは、知事等の許可を受けなければならない。 3 汚染土壌処理業の届出（法第23条第3項） 汚染土壌処理業者は、軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事等に届け出なければならない。
権限	
手続	<pre> graph LR A[申請者] -- "許可申請・届出" --> B[環境センター] B --> C[環境対策課] A -- "許可申請・届出" --> D[上長新越岡潟市市市] </pre> 注）環境センターとは、地域振興局健康福祉環境部環境センターをいう。 【標準処理日数】定めなし
留意事項	
備考	

許認可等名称	ダイオキシン特定施設の設置の届出及び測定結果の報告
法令等名称	ダイオキシン類対策特別措置法
目的等	ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に対する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌等に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を諮ることを目的とする。
対象地域	県内全域
規制行為及び基準	【規制行為】 1 特定施設の設置の届出(法第12条) 2 特定施設の使用の届出(法第13条) 3 特定施設の構造等の変更の届出(法第14条) 4 氏名の変更等の届出(法第18条) 5 承継の届出(法第19条) 6 設置者による測定結果の報告(法第28条) 【基準】 1 大気排出基準(大気基準適用施設) 2 水質排出基準(水質基準適用事業場)
権限	知事(地域振興局長に事務委任) 新潟市長(指定都市事務)
手続	【手続の種類】届出(測定結果以外)・報告(測定結果) <pre> graph LR A[申請者] -- "届出・報告" --> B[環境センター] B -- "受理" --> A </pre> 受付窓口 注)環境センターとは、地域振興局健康福祉環境部環境センターをいう。 【標準処理日数】 定めなし
留意事項	
備考	

許認可等名称	土壌及び地下水の汚染の防止に係る規制等
法令等名称	新潟県生活環境の保全等に関する条例及び同施行規則
目的等	土壌及び地下水の汚染を防止するため、汚染の未然防止措置及び事業者の監視を定めるとともに、汚染が生じた場合はその拡大防止措置が図られるよう必要な措置を規定した。
対象地域	県内全域
規制行為及び基準	【規制行為】 1 有害物質等の地下浸透の防止(条例第73条) 有害物質使用等事業者は、当該工場等において、有害物質を含む水を地下に浸透させてはならない。 2 土壌及び地下水の汚染状況の監視等(条例第74条) 有害物質使用等事業者で、排水量や有害物質の使用量が規則で定める一定の規模以上である者は、その事業活動に伴う有害物質による土壌及び地下水の汚染の状況を監視しなければならない。 有害物質の量が規則で定める基準値を超えたときは、知事に報告するとともに、周辺の環境への影響を防止するために必要な措置を講じなければならない。 3 県内の土壌・地下水汚染の所在の把握(条例第75条) 県民の健康を保護するためには、県内の土壌・地下水汚染状況の把握が重要であることから、対象や契機を特定せず、基準値を超える土壌又は地下水の汚染の状況を把握したときは、知事に届出るものとする。 4 汚染土壌の適正処分(条例第75条の2) 周辺の環境への影響を防止するため、汚染土壌を敷地外へ搬出する場合は、適正に処分しなければならない。
権限	知事(地域振興局長に事務委任) 新潟市長、長岡市長、上越市長(条例移譲)
手続	【手続の種類】報告 注)環境センターとは、地域振興局健康福祉環境部環境センターをいう。
	【標準処理日数】 定めなし
留意事項	
備考	土壌・地下水の汚染状況の報告の様式は規則で規定している。